

2026年6月

(7月1日更新)

少額短期保険ハウスガード株式会社


令和8年6月24日からの大雨に伴う災害により被害を受けられました皆さまへ

このたびの災害による被害を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

当社では、次の窓口において、お客さまからの被害のご連絡、ご相談、およびお問い合わせを承っておりますので、ご案内申し上げます。

事故・被害のご連絡は、下記窓口までお願いいたします。


〈ハウスガード 事故受付センター〉

 **0120-365-099**

24時間365日受付

〈事故受付インターネット窓口〉


当社ホームページの下記画像から事故受付サイトに進みます。



■災害救助法適用地域にお住まいのお客さまへ

当社では災害救助法が適用された地域にお住まいで被害を受けられたお客さまを対象に、「保険料の支払」ならびに「継続契約の締結手続」につきまして、一定期間の猶予期間を設ける特別措置を実施いたします。これら措置の適用をご希望のお客さまは、次の窓口までお申し出ください。

〈ハウスガード カスタマーセンター〉

 **0120-365-289**

受付 平日 9:00~17:00 (年末年始を除く)

適用都道府県	適用市町村	法適用日
福岡県	柳川市 (やながわし) うきは市 (うきはし) みやま市 (みやまし) 八女郡広川町 (やめぐんひろかわまち)	6月25日

鹿児島県	薩摩川内市 (さつませんだいし)	6月24日

以上